答申

第1 審査会の結論

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者(以下「実施機関」という。)が、令和5年1月16日付けで審査請求人が行った公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、「A不動産に関する情報すべて(電磁的記録も含む)」を公文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があることを理由として却下とした決定は、妥当である。

第2 請求対象公文書及び決定の内容

1 請求のあった公文書の内容 A不動産に関する情報すべて(電磁的記録も含む)

2 決定の内容

公文書の開示請求権は、鹿児島市情報公開条例(平成13年条例第14号。以下「条例」という。)により定められた手続上の権利であり、請求しようとする者は条例第6条第1項に規定する事項を書面に記載したうえで当該書面を提出して、請求しなければならないところ、本件開示請求においては、請求の対象となる業務の分野、期間及び部署の指定がなく、該当する可能性のある文書が大量に及ぶため、該当する可能性のある文書を例示したうえで対象文書の範囲を絞り込むよう補正を求めたにもかかわらずこれがなされなかった。したがって、条例第6条第1項第2号に規定する公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項が記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があることを理由とする却下決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

公文書は特定しておりますので、却下決定の取り消し。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

条例第6条第1項において、開示請求は開示請求をする者の氏名、住所等(第1号)及び開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項(第2号)を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない旨を定めている。

また、条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる旨を定めているが、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり開示請求に係る公文書を特定できない場合等をいうものである。

本件開示請求は、「A不動産に関する情報すべて(電磁的記録も含む)」の開示を求める

ものであるが、実施機関が不動産会社に関して保有する文書としては、一般的に「工事関係文書」、「給水装置、排水設備関係文書」、「水道料金等関係文書」等が想定される。また、当該不動産会社に特有のものとして、「開示請求関係文書」及び「裁判関係文書」が想定されるが、実施機関が把握している上記の文書以外にも、対象公文書が存在する可能性は十分に考えられる。

実施機関は、本件開示請求件名では開示請求に係る公文書を特定できないと判断し、上記文書名を例示した上で、該当する公文書に係る期間、分野、部署の特定について、条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めたところ、審査請求人はこれに応じなかった。

よって、本件開示請求は、対象公文書を特定するに足りる事項の記載を欠く点において開示請求書に形式上の不備があることから不適法であり、適正な請求であるとは認められない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

条例第6条第1項において、開示請求は開示請求をする者の氏名、住所等(第1号)及び開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項(第2号)を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない旨を定めている。条例において、公文書を特定するに足りる事項を開示請求書の記載すべき必要事項として定めた趣旨は、実施機関において対象となる公文書を特定した上で、当該文書について公開しないこととする部分の有無を調査し、判断することを可能とするためのものである。

また、条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる旨を定めているが、「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合や、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載に不備があり開示請求に係る公文書を特定することができない場合等をいうものである。

本件開示請求は、「A不動産に関する情報すべて(電磁的記録も含む)」の開示を求めるものであるが、実施機関において、一般的に不動産会社に係る文書として保有するものとしては、工事関係文書、給水装置、排水設備関係文書、水道料金等関係文書等、多岐にわたり、多数存在していることは容易に想定されるものである。

また、実施機関に確認したところ、文書管理に係る電算システムにおいて管理されている文書であって、件名に「A不動産」の文言が含まれているものなどについては、同システムにおいて当該文言を用いて検索し、特定することができるが、これに当たらない文書や、同システムにより管理されていない文書である場合は、全ての文書を目視して確認する必要があるとのことであった。文書の確認に膨大な時間がかかり、当該不動産会社に係る情報をその内容に含む文書が多数存在する可能性も十分に想定され、「A不動産に関す

る情報すべて」のような包括的な請求では、本市の開示請求制度上は、特定が不十分であると考えられる。

したがって、開示請求に係る公文書を特定できないことを理由に補正依頼を行った実施機関の判断は適正であるところ、審査請求人は、実施機関からの補正依頼に応じておらず、審査会としては、本件開示請求は、公文書を特定するに足りる事項の記載を欠く点において開示請求書に形式上の不備があることから不適法であり、却下の決定を行ったことは妥当であったと判断する。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和5年4月14日	実施機関からの諮問を受けた。
令和5年5月30日	諮問の審議を行った。
(第1回審査会)	
令和5年7月14日	答申案の審議を行った。
(第2回審査会)	